

秋田県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和元年7月5日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	国道105号	大仙市南外字外土場57番53地先から57番53地先まで	15.07～19.95	0.049
	新	国道105号	大仙市南外字外土場57番53地先から57番53地先まで	15.11～28.00	0.049

2 供用開始の期日 令和元年7月5日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和元年7月5日（金）から同年7月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）